

## 南相馬市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成27年6月29日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 志賀 稔宗

### 記

- 1 監査の種類 定期監査（5月実施分）
- 2 監査の対象 小高区地域振興課、小高区市民福祉課、小高区産業建設課、総務課、秘書課、原子力損害対策課、企画課、危機管理課、情報政策課
- 3 監査の範囲 平成26年4月から平成27年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査  
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成27年5月25日、26日、27日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められたが、次のとおり一部に指導事項が見受けられた。  
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

## 《指導事項》

### 1 公共的団体の事務従事について、市長の承認が必要なもの

公共的団体の事務従事については、南相馬市職員服務規程第24条の規定により、公共的団体の事務に従事する場合は、事務従事願いを提出し、市長の承認を受けなければならないことになっているが、この処理手続きがされていなかった。

ただし、平成27年度については改善が見られた。(小高区市民福祉課)

### 2 現金等の管理方法について

公共的団体の現金取扱いにおいて、現金や領収印等の管理方法が十分とは言えないものがあつた。適切な管理方法を検討し厳重な対応を望む。(小高区市民福祉課)